

第21号

# 県住新聞

## 毎年7月は「収入申告書」の提出月です!!

「収入申告書」は、みなさまの収入や世帯の状況に応じて、翌年度からの家賃を決めるための重要なものです。そのため、収入や世帯状況を確認するために、みなさまには毎年、収入申告書を提出していただかなければなりません。

### 収入申告から家賃決定の流れ

- 7月初旬 管理会社から収入申告書の用紙等を配布します。世帯全員の住民票や平成29年度所得証明書などの収入を証する書類を市町村役場や勤務先などでお求めください。
- 7月末日まで 記入した収入申告書に必要な書類をそろえて、管理会社または住宅管理人に提出してください。
- 8月以降 提出していただいた収入申告書などにより、みなさまの収入の認定、家賃の計算を行います。
- 1月末日頃 4月からお支払いいただく家賃の額をお知らせします。

**注意** 収入申告書及び関係書類の提出をしないと今の家賃の2~3倍になる方もいます。必ず期限内に提出してください。

収入申告なんでも相談ダイヤルで安心!! (平日午前9時~午後5時まで)

フリーダイヤル (県央地区) 0120-947-208 (県南地区) 0120-947-318

### 発行者

県営住宅指定管理者  
一般社団法人  
宮崎県宅地建物取引業協会  
住宅管理課

## 梅雨時期の換気にご注意!!

鉄筋コンクリート造の建物は、一般的に気密性が高く、外気に面する壁に結露が生じやすい構造です。結露を完全に防ぐ対策は困難であり、結露予防には、換気や除湿器などを利用して室内の湿度を抑えた住まい方が大切となります。特に梅雨時期は押入などが高温多湿になりますと結露してカビなどが発生しやすくなりますので、ご注意ください。



## 通報協力をお願い

団地内でグレーチング(側溝の蓋)の盗難が発生しました。

気づかずに車両が脱輪したり、子供やお年寄りが足を踏み外したりすると大変なことになるかねません。

不審者や不審車両等を見かけた場合は、警察や管理会社へ速やかに通報をお願いします。



時間外の緊急連絡は  
**真に緊急の場合のみ!!**

「テレビが映らない」「共同灯がつかない」などの真に緊急でない場合は翌日8時30分以降の連絡にご協力をお願いします。緊急と判断できない場合は、緊急対応ができませんのでご了承ください。

緊急でない場合

↓  
翌日8時30分以降に連絡

## 生ごみを臭わせない工夫

梅雨時から夏場にかけて生ごみの臭い…気になりますよね? そんな時はお試しあれ!! “重曹”活用!!

●粉の重曹を生ごみに混ぜたり、上から振り掛けるだけでも十分に臭いが抑えられます。ゴミ箱の臭い消しにも有効的です。

●三角コーナーや排水溝に振り掛けて、沸騰直前まで温めた“酢”をサーとかければ臭いやめりも流れます。

工業用の重曹なら安くたくさん買い置きしておけるので何かと便利♪

## 犬猫の飼育は禁止です

ペットなどの動物飼育は禁止です。愛着のある動物でも、身近にアレルギーや恐怖、嫌悪感を感じる方がお住まいかもしれません。共同生活のマナーを守って、誰もが暮らしやすい団地をつくっていきましょう!

